

旭地域協議会

会長 岡山 令子 様

浜田市長 久保田 章 市

(行財政改革推進課)

浜田市行財政改革推進委員会委員の推薦について (お願い)

平素は、市政運営にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、浜田市行財政改革推進委員会を設置し、ご意見やご提案を頂戴しながら行財政改革を推進しているところですが、現委員の任期は、令和 5 年 7 月 7 日をもって満了となります。

つきましては、引き続き貴団体から委員としてご就任いただきたいので、下記のとおりご推薦いただきますようお願いいたします。

記

- 1 推薦人数 1 名 (男女共同参画推進の観点から、可能な範囲で女性委員の推薦にご配慮願います。)
- 2 委員の任期 2 年間 (令和 5 年 11 月～令和 7 年 11 月の予定)
- 3 提出書類 別添「推薦書」にご記入の上、令和 5 年 8 月 31 日 (木)までにご提出くださいますようお願いいたします。
- 4 同封書類
 - ・ 推薦書
 - ・ 浜田市行財政改革推進委員会の概要
 - ・ 現委員名簿



【お問い合わせ先】

浜田市 総務部 行財政改革推進課
行革推進係 担当 / 松本、本常

〒697-8501 浜田市殿町 1 番地

TEL 25-9101 FAX 23-0210

E-mail gyokaku@city.hamada.lg.jp

浜田市行財政改革推進委員会委員について

1 趣旨

市民の市政への参画意識を高めるとともに、浜田市行財政改革推進委員会（以下「委員会」と言う。）の審議に広く市民の意見を取り入れるため、各種団体から委員会委員の推薦を受けるものとする。

2 委員会の概要

(1) 名称

浜田市行財政改革推進委員会

(2) 審議内容

- ①浜田市行財政改革大綱及びその実施計画に関する重要な事項について審議し、市長に意見を述べること。
- ②浜田市が行う行財政改革の推進状況について審議し、市長に助言をすること。

(3) 委員の数（総数）

- ①識見者 4 人以内
- ②各種団体から推薦された者 7 人以内
- ③その他市長が特に必要と認めた者 8 人以内

(4) 任期

2 年（ただし、再任を妨げない。）

(5) 報酬等

委員会に出席した場合は、日額 6,000 円及び費用弁償を支給する。

(6) 委員の責務等

選任された委員は、浜田市行財政改革推進委員会規則に基づき誠実に職務を遂行し、自らの学識、経験等に基づき自己の責任において意見を述べること。

ただし、次に挙げる事項については、留意すること。

- ①委員会は原則的に公開され、発言内容は議事録に記録される他、報道される場合があること。
- ②委員に対しては、市制における特別の地位を与えられないこと。
- ③委員の立場を政治、営利または宗教の目的に利用してはならないこと。
- ④審議において知りえた秘密を漏らしてはならないこと。

3 推薦を受けるものの資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 浜田市内に在住又は通勤・通学している人。
- (2) 推薦日時点の年齢が満 18 歳以上の人。
- (3) 市の行財政改革に関心があること。
- (4) 年間 2～4 回程度、平日に開催される委員会に出席できること。